

(直接本人に送付する文書とホームページ掲載文書は共通)
年金受給者の皆様

平成 28 年 1 月 1 日

大阪府中央区北浜 4-7-28
住商連合企業年金基金
電話：06-6220-8391

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に係る当基金の対応について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は年金制度運営にご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、報道等でご承知のとおり、平成 28 年 1 月から【社会保障・税番号制度】（以下、『マイナンバー制度』といいます。）がスタートいたしました。

当該マイナンバー制度により、現在貴方様がお受取りの企業年金に係る源泉徴収票等に貴方様のマイナンバーを記載（※1）する必要があります。その為、当基金は貴方様からマイナンバーをご提出いただく必要がございますが、貴方様の郵送手続き等のご負担を軽減するため、当基金ではマイナンバーの収集業務を企業年金連合会（※2）に委託することといたしましたので、ご案内申し上げます。企業年金連合会へ委託する（※3）ことにより、貴方様から当基金にマイナンバーをご連絡いただく必要はございません。

なお、当基金にて管理しております貴方様の住所と住民票の住所地が相違しているなどの事情により、企業年金連合会から貴方様のマイナンバーを収集できない場合には、当基金から改めて連絡を差し上げますので、お手数ではございますがマイナンバーのご提出をお願いいたします。

（※1）マイナンバーとは、国民一人ひとりに付番される 12 桁の番号をいいます。平成 27 年 10 月より市区町村より『通知カード』にて個人番号が通知されております。通知カードをお受取りになっていない場合には、お住まいの市区町村までお問い合わせ下さい。

（※2）企業年金連合会とは、昭和 42 年に厚生年金法に基づき厚生年金基金の連合体として設立され、平成 16 年の法律改正により現在の企業年金連合会となりました。主に、企業年金制度を短期間で脱退した方に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の年金通算事業を行っています。

（※3）企業年金制度が、受給者様のマイナンバー収集業務を企業年金連合会に委託することは、法令によって認められています。なお、企業年金連合会より取得した貴方様のマイナンバーにつきましては、当基金における年金または一時金の給付に係る源泉徴収票作成事務において使用いたします。

上記ご賢察の上、当基金の対応方針についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具